

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 4 月 1 6 日

川崎市長 福 田 紀 彦

川崎市規則第 5 1 号

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

川崎市福祉のまちづくり条例施行規則（平成９年川崎市規則第１０３号）の一部を次のように改正する。

別表第２の１の項（１）ア中「経路」の次に「（当該利用居室が別表第１の１、２、４及び１１（（４）、（６）及び（７）の施設に限る。）に掲げる公共的施設に設ける利用者の利用に供する客席又は観覧席（以下「客席等」という。）である場合にあっては、当該客席等の出入口と車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）が円滑に利用することができる部分（以下「車椅子使用者用部分」という。）との間の経路を含む。イ及びウにおいて同じ。）」を加え、同項（１）イ中「車椅子を使用している者（以下「車椅子使用者」という。）」を「車椅子使用者」に改め、「ウにおいて同じ。」を削り、同項（１）ウ中「利用居室」の次に「（当該公共的施設に利用居室が設けられていないときは、道等。）」を加え、同表の８の項を次のように改める。

８ 便所	（１）利用者の利用に供する便所を、利用者が利用する階（当該階において利用者が利用する部分の床面積、当該部分の利用方法その他の事情を勘案して市長が別に定める階を除く。）の階数に相当する数以上設けること。この場合においては、特定の階に偏ることなく利用者が利用者の利用に供する便所を利用する上で支障がない位置に設けること。 （２）利用者の利用に供する便所は、床の表面を滑りにくい材料で仕上げること。 （３）（１）の規定により便所を設ける階においては、当該便所のうち１以上（当該階の床面積が１０，０００平方メートルを超える場合にあっては、当該床面積に応じて市長が別に定める数以上）に、車椅子使用者用便房を１以上（当
------	--

該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。以下（3）において同じ。）設けること。ただし、当該階が地上階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の直接地上へ通ずる出入口に近接する位置にある場合その他の車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合に該当する公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（（2）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（（6）から（11）までの施設に限る。）及び11（（4）の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。

（4）利用者の利用に供する便所を設ける場合（（3）の規定により車椅子使用者用便房を設ける場合を除く。）は、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3（（2）の施設に限る。）に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8（（6）から（11）までの施設に限る。）及び11（（4）の施設に限る。）に掲げる公共的施設においては、この限りでない。

（5）車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所は、次に定める構造とすること。

ア 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便

所の出入口の幅は、８０センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口に戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車椅子使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

ウ 車椅子使用者用便房内の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。

エ 車椅子使用者用便房の幅及び奥行き^{のり}の内法は、それぞれ２００センチメートル以上とすること。ただし、構造上やむを得ない場合は、一方を１５０センチメートル以上とすることができる。

オ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所内には、高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。

カ 車椅子使用者用便房内の附属器具は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるものとし、緊急通報装置を必要に応じて設けること。

キ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが３５センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を１以上設けることとし、当該小便器に手すりを設けること。

ク 車椅子使用者用便房内に荷物台を設置するよう努めること。

ケ 車椅子使用者用便房が設けられている便所は、直接地

上へ通じる出入口のある階に設けるよう努めること。

(6) 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。ただし、用途面積が300平方メートル未満の別表第1の3((2)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が500平方メートル未満の同表の8((6)から(11)までの施設に限る。)及び11((4)の施設に限る。)に掲げる公共的施設においては、この限りでない。

(7) 利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)に、乳幼児を同伴する者が当該乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けること。ただし、別表第1の4((1)の施設に限る。)、8((9)の施設に限る。)、9、10及び11((8)の施設に限る。)に掲げる公共的施設、用途面積が300平方メートル未満の同表の3((2)の施設に限る。)、4((3)及び(4)の施設に限る。)、8((9)の施設を除く。)及び11((3)の施設に限る。)に掲げる公共的施設並びに用途面積が1,000平方メートル未満の同表の2、4((2)の施設に限る。)、7及び11((5)から(7)までの施設に限る。)に掲げる公共的施設にあっては、乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房を1以上設けるよう努めること。

(8) (3) 又は (4) の車椅子使用者用便房が設けられている便所以外に利用者の利用に供する便所を設ける場合には、そのうち 1 以上 (男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上) の便所は、次に定める構造とすること。

ア 便所及び便房の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。

イ 1 以上の便器は、腰掛式とし、手すりを設けること。

ウ 高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を 1 以上設けること。

エ 男子用小便器を設ける場合には、床置き式の小便器、壁掛式の小便器 (受け口の高さが 35 センチメートル以下のものに限る。) その他これらに類する小便器を 1 以上設けることとし、当該小便器には手すりを設けること。

(9) (6) から (8) までに定める便所及び便房は、次に定める構造とするよう努めること。

ア 出入口の幅は、80 センチメートル以上とすること。

イ 車椅子使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。

(10) (3) から (8) までに定める便所の出入口には、点字その他の方法による案内を設けるよう努めること。

(11) 別表第 1 の 8 ((5) の施設に限る。) に掲げる公共的施設及び用途面積が 200 平方メートル未満の同表の 8 ((6) の施設に限る。) に掲げる公共的施設には、(1

	）から（１０）までの規定は適用しない。
--	---------------------

別表第２の９の項（１）中「駐車台数が１００台以下」を「当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を２以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下（１）において同じ。）が２００以下」に、「１以上」を「当該駐車施設の数に１００分の２を乗じて得た数（その数に１未満の端数があるときは、これを１に切り上げるものとする。）以上」に、「１００台を」を「当該駐車施設の数に２００を」に、「駐車台数に」を「当該駐車施設の数に」に改め、「とする。）」の次に「に２を加えた数」を加え、同項（１）に次のただし書を加える。

ただし、当該駐車場が昇降機その他の機械装置により自動車を駐車させる構造のものであり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が１以上設けられている場合その他の車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして市長が別に定める場合は、この限りでない。

別表第２の１２の項（２）ア中「、８の（１）」を「、床の表面を滑りにくい材料で仕上げ、８の（５）（ケを除く。以下アにおいて同じ。）」に、「（８の（１）」を「（床の表面を滑りにくい材料で仕上げた８の（５）」に改める。

別表第２の１３の項（１）中「固定式の客席又は観覧席（以下「客席等」という。）」を「客席等」に、「客席等の」を「当該客席等に設ける座席の」に、「５００席以下」を「４００以下」に、「２席」を「２」に、「５００席を」を「当該客席等に設ける座席の数が４００を」に、「席の数」を「当該客席等に設ける座席の数」に、「車椅子で利用できる席（以下「車椅子使用者用席」という。）」を「車椅子使用者用部分」に改め、同項（１）ア中「観覧しやすく、かつ、出入口から段差なく到達できる」を「観覧しやすい」に改め、同項（１）イ中「１席当たりの」を削り、「１２０センチメートル」を「１３５

センチメートル」に改め、同項（１）ウ中「車椅子使用者用席」を「車椅子使用者用部分」に改め、同項（１）エ中「床の表面は、」を「床は平らとし、表面は」に改め、同項（１）オを削る。

別表第２の１４の項及び同表の１５の項中「８の（１）から（３）まで」を「８の（５）から（７）まで」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この規則は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

- ２ 改正後の規則の規定にかかわらず、この規則の施行の日の前日までに川崎市福祉のまちづくり条例（平成９年川崎市条例第３６号）第１５条の規定による協議が行われた公共的施設の新築等で、同日までに工事を完了していないものに係る別表第２の規定の適用については、なお従前の例による。